

令和2年10月16日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和2年第11回）議事録

1. 開催日時 令和2年10月16日（金曜日）午前9時30分

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」

3. 出席委員（20名）

| | |
|-------------|-------------|
| 1番 齋藤 誠 | 13番 佐々木 知 榮 |
| 2番 畑山 留美子 | 14番 加藤 三 敏 |
| 3番 佐藤 喜 勝 | 15番 石井 勲 |
| 4番 岡部 五一郎 | 16番 富樫 公 一 |
| 6番 小野 晃 一 | 17番 伊藤 直 子 |
| 7番 大瀧 浪 雄 | 18番 菅原 文 克 |
| 9番 小松 幸 夫 | 19番 佐藤 秀 孝 |
| 10番 佐藤 順 | 21番 庄司 和 夫 |
| 11番 佐藤 崇 | 23番 吉尾 麻 美 |
| 12番 佐々木 純 一 | 24番 佐藤 系 悦 |

4. 欠席した委員（1名）

| | |
|----------|------------|
| 5番 佐々木 亨 | 20番 佐藤 源 樹 |
| 8番 小松 健 | 22番 伊藤 剛 |

5. 議事日程第1号 令和2年10月16日 午前9時30分 開会

- 第1. 議事録署名委員指名
- 第2. 会議書記任命
- 第3. 会期決定
- 第4. 会務報告
- 第5. 議案第88号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件
- 第6. 議案第89号 農地法第3条の規定による所有権移転の件
- 第7. 議案第90号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件(第10回総会保留分)
- 第8. 議案第91号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件
- 第9. 議案第92号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権移転の件
- 第10. 議案第93号 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件
- 第11. 議案第94号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権移転の件
- 第12. 議案第95号 農地法第4条第1項の規定による使用目的変更の件
- 第13. 議案第96号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う貸借権設定の件
- 第14. 議案第97号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

| | | | |
|------------|--------|-----------|---------|
| 事務局長 | 高橋 孝 紀 | 次 長 | 豊嶋 昌 則 |
| 農地班長 | 小松 和 則 | 農政班長 | 二見 真 之 |
| 主 査 | 釜台 勇 樹 | 主 任 | 佐々木 智 慧 |
| 主事(矢島庶務班) | 村上 崇 敬 | 主任(岩城庶務班) | 佐賀 步 |
| (由利庶務班) | 欠席 | 主事(大内庶務班) | 池田 卓 也 |
| 主事(東由利庶務班) | 遠藤 大 騎 | 主事(西目庶務班) | 高橋 菜 摘 |

主任(鳥海庶務班) 櫻井浩規

8. 総会議長

佐藤系悦

9. 議事録署名委員

7番 大瀧浪雄

9番 小松幸夫

10. 会議の概要

○議長

これより、令和2年10月2日公示招集されました、令和2年第11回総会を開会いたします。ただいまの出席委員は、委員総数24名中20名であります。

5番・佐々木亨委員、8番・小松健委員、20番・佐藤源樹委員、22番・伊藤剛委員より欠席の届出があります。

出席委員は、過半数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

本日の提出案件は、議案第88号から議案第97号までの計10件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第12条の規定に基づき、議事録署名委員に、7番・大瀧浪雄委員、9番・小松幸夫委員の兩名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、「会務報告」を事務局より報告いたします。

【事務局長による会務報告】

○議長

日程第5、議案第88号「農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき、取扱件数を述べ朗読し、申請事由は農業者年金受給に伴う経営移譲の新規または再設定であることを説明。)

○議長

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

(農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていることを説明する。)

○議長

議案第88号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第88号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第89号「農地法第3条の規定による所有権移転の件」を議題としますが、1番につきましては、A委員が関係する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【A委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第89号1番につきまして、農地法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき、取扱件数を述べ朗読し、申請事由は譲受人による要望であり、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていることを説明する。)

○議長

議案第89号1番の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第89号1番は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号1番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【A委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第89号2番から9番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき、取扱件数を述べ朗読し、申請事由は譲受人による要望、贈与であり、贈与税について説明の上での申請であることを説明する。)

○議長

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

(農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていることを説明する。)

○議長

議案第89号2番から9番の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第89号2番から9番は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号2番から9番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第90号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件(第10回総会保留分)」を議題とし、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、新規の賃借権設定、期間は5年であることを説明した後、以下のように説明する。)

今回の案件につきましては、申請借受人の耕作状況が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしていないのかとの疑義により保留となったものです。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号イ、第2号ロ、第3号イの要件を満たしていないので承認できないと考えます。よろしくお願ひします。

○議長

暫時休憩いたします。

【休憩】

○議長

会議を再開いたします

この案件については、専門的な調査、検討が必要と判断し、私から、本日の総会前に、農地委員会の開催をお願いしております。

協議の結果について、農地委員長より報告をお願いいたします。

農地委員長、佐藤喜勝委員。

○農地委員長・佐藤喜勝委員

本日9時より、農地委員会を開催し、本案件について協議をいたしました。

最初に、事務局より経過説明と、関係法令への適合の考え方について、説明を受けました。

また、私からは、岩城地域の吉尾麻美農業委員、佐々木克巳推進委員、庶務班の佐賀主任、

そして私の4人で行った、申請借受人の耕作状況の巡回確認について説明しております。

その結果、農地委員会のまとめとして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号イ、第2号ロ、第3号イについて要件を満たしていないものと判断し、本件は承認できないとの意見を申し上げ報告いたします。

○議長

ありがとうございました。暫時休憩致します。

【休憩】

○議長

会議を再開いたします。

議案第90号の事務局説明、農地委員長報告が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

本件については、挙手による採決を行います。

お諮りいたします。議案第90号について、原案を承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手なし】

挙手なしであります。

よって、議案第90号は、原案を承認しないことに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第91号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題としますが、本議案の1番につきましては、B委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【B委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第91号1番につきまして、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき、取扱件数を述べ朗読し、賃借権の新規3年であり、また、計画の内容について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第91号1番の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第91号1番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号1番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【B委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、議案第91号2番から16番までにつきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき、取扱件数を述べ朗読し、賃借権の新規または使用賃借権の新規、期間は3年から10年であることを説明する。)

○議長

ここで、事務局より農業経営基盤強化促進法に基づく説明を求めます。

○事務局

(計画の内容について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第91号2番から16番までの説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【10番・佐藤順委員手を挙げる】

10番・佐藤順委員。

○10番・佐藤順委員

公社が関係する案件の5番と6番は親子ですが、何かメリットはあるんですか。

○事務局

この案件は、農業者年金の受給に関わる案件でして、親子であっても、中間管理機構を通して貸し借りすることで、加算付きの年金がもらえるということになっております。

○議長

他にございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第91号2番から16番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号2番から16番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第92号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権移転の件」を議題とし、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき、取扱件数を述べ朗読し説明。期間は2年から9年であり、また、計画の内容について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第92号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第92号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第93号「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件」を議題とし、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき、取扱件数を述べ朗読し、計画の内容について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第93号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第93号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第93号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第94号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権移転の件」を議題とし、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき、取扱件数を述べ朗読し、計画の内容について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第94号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第94号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第94号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに決定いたしました。

○議長

日程第12、議案第95号「農地法第4条第1項の規定による使用目的変更の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案

件については、第2種農地のため、秋田県農業会議の意見聴取の対象になることから、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨説明する。)

○議長

議案第95号の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、1番・齋藤誠委員。

○1番・齋藤誠委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第95号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第95号は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

お諮りいたします。議案第95号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第95号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第13、議案第96号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。)

○議長

議案第96号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、1番・齋藤誠委員。

○1番・齋藤誠委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第96号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第96号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第96号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第96号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第14、議案第97号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、はじめに1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、申請面積が30aを超えるため、秋田県農業会議の意見聴取の対象になることから、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨説明する。)

○議長

1番の説明が終わりました。これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、18番・菅原文克委員。

○18番・菅原文克委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に、2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、第2種農地のため、秋田県農業会議の意見聴取の対象になることから、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨説明する。)す。

○議長

2番の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、3番・佐藤喜勝委員。

○3番・佐藤喜勝委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第97号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。事務局説明のとおり、議案第97号は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

お諮りいたします。議案第97号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第97号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午前10時48分閉会)

由利本荘市農業委員会会議規則第12条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 佐 藤 系 悦

議事録署名委員 大 瀧 浪 雄

議事録署名委員 小 松 幸 夫